

平成十八年十月十八日提出
質問第九一號

障害者自立支援法の施行に伴う身体障害者の生活の場確保に関する質問主意書

提出者 山口俊一

障害者自立支援法の施行に伴う身体障害者の生活の場確保に関する質問主意書

障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者入所授産施設の廃止に向けての動き、障害程度区分の低い者に対する身体障害者療護施設からの退所勧奨などの事例が発生している。ついては、以下のとおり質問する。

一 現に施設に入所している利用者については、経過措置が設けられ、障害程度区分にかかわらず入所を続けられることとなっているが、実態としては入所を続けづらい状況が生じている。また、報酬額の低下から施設や事業を廃止しようとする事業所がでていることも事実である。厚生労働省はこのような事態が発生していることを把握しているか。また、これに対し、如何に対処するつもりか。

二 障害者自立支援法においては、知的障害、精神障害、身体障害の三障害一元化がうたわれているが、知的障害者や精神障害者向けには家庭に代わる生活の場としてグループホームやケアホーム等の施設が準備される一方、身体障害者に関しては、これに類する施設が用意されていない。入所施設を退所せざるを得ない身体障害者の生活の場を確保するため、身体障害者向けのグループホーム及びケアホームの整備が必要ではないかと考える。厚生労働省においては、身体障害者向けのグループホーム及びケアホームのよう

な居住サービス体系の整備について、如何に考えるか。また、現状においては、身体障害者の地域における生活の場を確保するため、どのような事業を実施しているか。その事業については、どの程度の数量的整備を考えているか。

右質問する。